

令和 6 年度

第 4 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年7月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 非農地判断について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加藤 浩明

2番委員：中村 康之

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 久雄

5番委員：井口 峰幸

6番委員：江澤 正久

7番委員：小高 一哲

8番委員：齊藤 一生

9番委員：矢代 とみ江

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員>

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 29 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。
議長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 8 番の齊藤委員と 1 番の加藤委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－4。所在：石神地先 8 筆。地目：田及び畑。地積：6,345㎡。譲渡人：千葉市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/千葉市在住で高齢であり、後継者もない為譲受人に譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し、規模拡大をはかりたい。権利内容：所有権移転。 番号 3－5。所在：会所地先 1 筆。地目：畑。地積：7,551㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：東金市の方。事由：譲渡人/譲受人に住宅を販売し引越しをするので管理ができなくなるため。譲受人/

譲渡人が所有している住宅を購入し農地を畑として利用するため。権利内容：所有権移転。

番号 3－6。所在：田代地先 4 筆。地目：畑及び田。地積：1,483㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－7。所在：田代地先 2 筆。地目：田。地積：489.43㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－8。所在：田代地先 3 筆。地目：田及び畑。地積：2,190㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－9。所在：田代地先 3 筆。地目：田。地積：892.64㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－10。所在：田代地先 2 筆。地目：田。地積：588㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－11。所在：田代地先 3 筆。地目：田。地積：2,358㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－12。所在：田代地先 1 筆。地目：田。地積：191㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/譲受人に依頼され、土地の利用目的に賛同した為。譲受人/耕作放棄地を利用して牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。

番号 3－13。所在：小田代地先 2 筆。地目：田。地積：2,458㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：大多喜町。事由：譲渡人/借主の要望に応じる。譲受人/獣害を受けにくい食香バラを申請地に植付したい。権利内容：使用貸借権。

番号 3－14。所在：小田代地先 1 筆。地目：田。地積：934㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：大多喜町。事由：譲渡人/借主の要望に応じる。譲受人/獣害を受けにくい食香バラを申請地に植付したい。権利内容：使用貸借権。

事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長)	議案第1号、番号3－4については、私が現地調査をしたので、報告をします。 議案第1号、番号3－4について、6月29日午後に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、5筆が耕作されており、3筆が休耕中でした。 休耕中の筆についても整備して使用するそうです。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3－4について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3－4につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号3－5については、加藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
加藤委員 (1番)	議案第1号、番号3－5について、7月3日午後に譲受人、加曽利推進委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、耕作されておらず、一部には雑木等が生えておりすぐに耕作出来る状況ではないが、耕作指導をしてくれる方がいるので整備して指導を受けながら耕作するそうです。栽培品目は、大豆、そら豆、小松菜等の栽培を考えており、出荷等は考えていないそうです。また、家族で移住予定だそうです。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3－5について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３－５につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号３－６～３－１２については、譲受人が同一で関連案件となっております。森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (４ 番)	議案第１号、番号３－６～３－１２について、６月２６日午前中に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、１０年以上耕作放棄地となっております。譲受人は、耕作放棄地を利用して牧草を育てて、牛、馬を飼いたいとのことです。譲渡人には、地元説明会を開催した際に、賛同をされているそうです。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (５ 番)	譲受人の家族は外国の方だと思うのですが、夫婦で農業をやるのですか。
森 委 員 (４ 番)	そのとおりです。
議 長 (渡辺会長)	この土地は、だいたい平らなのですか。
森 委 員 (４ 番)	少しは段差がありますが、きれいなところです。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問のある方はいますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号３－６～３－１２については、関連案件のため一括して採決します。 番号３－６～３－１２については、許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-6～3-12につきましては許可することと決定いたします。 続きまして、番号3-13～3-14については、譲受人が同一で関連案件となっております。中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
中 村 委 員 (2 番)	議案第1号、番号3-13～3-14について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、災害により用水が使用できなくなり、水田として耕作が出来なくなり保全管理がされていきました。耕地整理されており、用水はないが、排水等はしっかりしているため畑として使用するには問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
矢 代 委 員 (9 番)	有害鳥獣に強い作物として食香バラを試験的に植栽して有害鳥獣に強い作物だった場合、広めていくという計画等はあるのでしょうか。観光客に対してだけだと農地法3条では難しいのではないのでしょうか。
事 務 局 (秋 山)	有害鳥獣に強い作物だった場合、栽培していただける方がいれば支援していきたいと思います。
議 長 (渡辺会長)	他に質問ありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-13～3-14については、関連案件のため一括して採決します。 番号3-13～3-14については、許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-13～3-14につきましては許可することと決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 (寺井)	4 頁をご覧ください。 議案第 3 号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号 6 - 7。所在：大田代・筒森 1 1 筆。地目：田・畑。地積 4,991 m²。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号 6 - 7 については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
中村委員 (2 番)	議案第 3 号 番号 6 - 7 について、7 月 1 日に佐川推進委員と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 筒森地先の 3 筆は 2 0 年以上前から耕作されておらず、昨年までは木々が生えておりましたが、今年の台風で川が増水し、木々等は流されてしまって、更地の状態等なっておりますが、石が流れ込み耕作は出来ない状況となっております。 大田代地先の 8 筆は雑木等が生えており、20 年から 30 年位の杉も生えており山林の状況でした。 すべて非農地として判断して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 7 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 7 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	5 頁をご覧ください。 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。

	番号 6 - 6。所在：下大多喜地先 1 筆。地目：畑。地積 157 m²。利用状況：ガス井戸として利用 番号 6 - 7。所在：小土呂地先 1 筆。地目：畑。地積 30 m²。利用状況：倉庫入口として利用 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 号、番号 6 - 6 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第 3 号 番号 6 - 6 について、6 月 1 4 日午前中に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、20 年以上前からガス井戸が設置され稼働しています。 非農地として判断して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 6 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 6 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 3 号、番号 6 - 7 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	番号 6 - 7 について、7 月 1 日午前中に齊藤委員、申請者、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 土地改良の残地として残った土地になります。 現況は、倉庫の入口として利用されております。 非農地として判断して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場	それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 3 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。 ———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 7 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	6 頁をご覧ください。 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が 3 件、切り替えが 1 件です。 番号 6 - 1 7 所在：庄司地先 2 筆。地目：畑及び田。地積：699 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：0 円。期間：15 年間。 番号 6 - 1 8 所在：平沢地先 3 筆。地目：田。地積：4,045 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 22 kg/10a。期間：5 年間。 番号 6 - 1 9 所在：石神地先 3 筆。地目：畑及び田。地積：7,059 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の企業。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 30 kg/10a。期間：5 年間。 番号 6 - 2 0 所在：石神地先 7 筆。地目：田。地積：14,044 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の企業。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 30 kg/10a。期間：5 年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (5 番)	番号 6 - 1 7 について、貸付人、借受人の住所が同じため親子だと思われますが、手続きが必要なのですか。
事 務 局 (鈴 木)	親子間であっても必要です。

議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 ご質問がないようですので、議案第４号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第４号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程５「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第１号 農地法第３条の３第１項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり２件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第２号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第２条第１項の農地に該当しない土地であることが確認されており、申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 資料のとおり、４件通知を行いました。 報告第３号 利用権の中途解約に係る通知について、次のとおり、農地法第１８条第６項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり１件受理をしました。 報告事項は以上となります。
議 長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程６「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事 務 局 (鈴 木)	ありません。
議 長 (渡辺委員)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会（午後 2 時 5 5 分）
-------------------------	--

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 加藤 浩明

署名委員 賀藤 一生